T.ハーディング名誉教授オンライン講演会
ヨーロッパの恣意的拘禁防止制度と新しい法的枠組み

日本では、精神病院などへの恣意的な拘禁を防止する制度的な保障と法的枠組みが不十分であることが知られています。拷問等防止委員会（CPT）訪問制度を持つヨーロッパでは、恣意的拘禁を防止するための制度と法的枠組みが着実に発達しつつあります。しかし、最新の情報は、まだ日本に入ってきていません。

長年この訪問制度に携わってきたT.ハーディング名誉教授（ジュネーブ大学名誉教授・司法精神医学）を講師にお招きし、ヨーロッパにおける恣意的な拘禁を防止する制度的な保障の到達点について、精神医療の視点を中心とする講演会を開催します。奮ってご参加ください。

●日　　時：2021年3月23日（火）18：00－20：30
●開催方法：Zoomを利用したオンライン講演会
●参加方法：下記URLから事前登録の上，ご参加ください。
https://zoom.us/webinar/register/WN_HtRkFYWXQZaDNb5CxcXVfA

※申込期限2021年3月19日（金）
※事前配布資料は，申込時にご登録いただいたメールアドレス宛に，開催前日までにお送りいたします。

●講　　演：「恣意的拘禁は防止できるのか？
ヨーロッパにおける制度的保障と法的な枠組みの到達点」
●講　　師：ティモシー・ウィルフリド・ハーディング氏

略歴：1941年生まれ。2007年まで、ジュネーブ大学司法精神医学部教授。1974年より、世界保健機関（WHO）精神障害者に関する法律専門官、同・南アフリカ虐待申立て調査団事務局長など人道・人権分野における医療専門家として活躍してきました。1985、1988、1992年には、日本の精神病院における国際法律家委員会（ICJ）人権実情調査団に参加。1993～現在まで、ヨーロッパ拷問等防止委員会専門調査員として、多数国の拘禁施設を訪問・調査してきました。2007年9月ジュネーブ大学退職。同大学名誉教授

⇒　（ハーディング氏近影　スイスレマン湖畔にて）

対　象　　当会・他会会員及び一般市民
主　催　　第二東京弁護士会　人権擁護委員会
共　催　　日本弁護士連合会・東京弁護士会
　　・第一東京弁護士会（予定）
問い合わせ先　第二東京弁護士会人権課
ＴＥＬ：０３－３５８１－２２５７